

事務連絡
令和3年11月26日

各都道府県・政令指定都市
住宅生産行政担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業の創設について（ご協力のお願い）

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、本年11月19日に新たな経済対策が閣議決定され、子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援を行うとされたことを踏まえ、子育て世代の住居費負担の支援強化や住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、本日閣議決定された令和3年度補正予算案に「こどもみらい住宅支援事業」が盛り込まれたところです（事業概要案は別紙参照。令和3年度補正予算の成立が前提であり内容の変更があり得ます。）。

本事業は、一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に、所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者（施工業者、分譲事業者等）が行い、令和4年3月頃から申請受付開始することを想定しております。制度内容については以下に記載の国土交通省ホームページにて順次公表させていただきます。貴職におかれましては、管内の住宅関係事業者への本事業に関する周知広報にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、本事業では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないことを補助金交付の条件としており、当該条件に該当することについて、建築士が確認し、補助金交付申請書の添付書類に必要事項を記入することとしております。貴職におかれましては、本事業の運用に際して、建築士からの問合せがあった場合には、庁内の適切な関係者をご案内いただくなど、対応にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本事業全般に係る問合せについては次頁に記載のお問合せ窓口をご案内ください。

また、貴管内の各市町村にも、この旨周知していただきますようお願いいたします。

（参考）

国土交通省ホームページ「こどもみらい住宅支援事業について」

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 佐藤（内線39472）

既存住宅検査・評価係長 池本（内線39471）

<こどもみらい住宅支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6732-8830

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

子どもみらい住宅支援事業の概要

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：542億円

別紙

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯・若者夫婦世帯※1**による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や**住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月開始予定)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

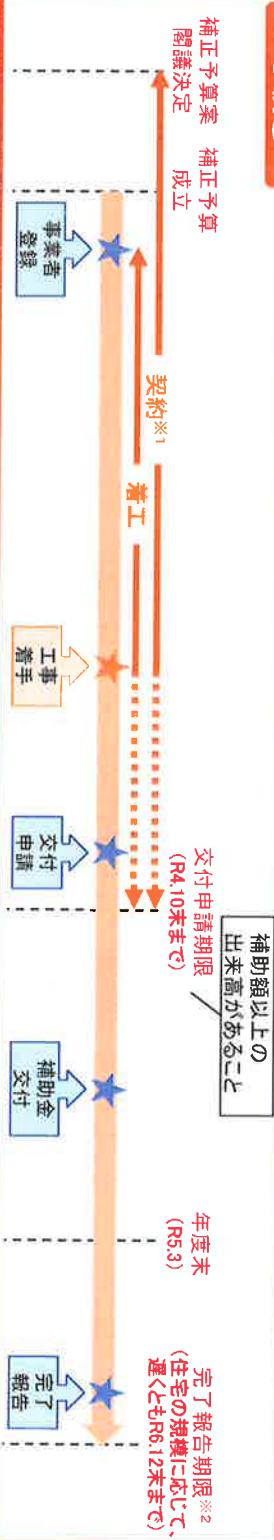
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

3 手続き



※1 注文：工事請負契約、分譲：売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象